

を謳うものもあれば、さらに③憲法の基本原則や理想を宣言するものもある。形式も、短いもの長文のもの、まちまちである。法的性質も一律には論じられない。

日本国憲法前文は、③の類型の典型であり、近代憲法に内在する価値ないしその進化を支配してきた原理を確認しつつ、制憲意思を表明し憲法の基本原理を明らかにしている点、および憲法典の一部を成し法規範性を具えている点で、きわめて注目に値する。

たしかに前文は、憲法制定の経過から言えば、総司令部が日本側の変更要請を認めないという厳しい態度をとったこととの関係もあり、翻訳調であることは否めない。憲法改正論者から、しばしば「敗戦の詫び証文」「ポツダム宣言の受取証」だと非難されてきた。しかし、若干の翻訳調のきらいはあるにしても（この点は憲法全体がそうである）、前文は、人類の未来を展望しかつ現代国家における憲法のあり方を示す格調の高い内容で構成されており、そこに日本国憲法の基本原理が宣明されている文書として、重要な意味を有する（一章から三章にわたる私の憲法論が、前文の解釈とも深く関係していることに注意されたい）。

(1) たとえば清宮・憲法一五五頁以下は、国家統治の基本原則を国民主権主義、基本的人権尊重主義、永久平和主義であるとしてつづ、さらに、基本的人権が自由主義・平等主義・福祉主義などに基づく、自由権・平等権・社会権などとして実現されるという観点から、憲法の基本原理を民主（国民主権）・自由・平等・福祉および平和という五つの原理に分けて説いている。

(2) 宮沢・憲法六八頁、宮沢俊義「日本国憲法の基本原理」法一九五八年三号一八頁。なお、手島孝・憲法解釈二十講二八頁以下（一九八〇）のように、国民主権・人権・平和をそれに先立つ社会経済的な根本性格に照らして、福祉主義的資本主義、自由主義的民主主義、国際協調・絶対平和主義という三本柱に再構成する見解も示唆に富む。

(3) 美濃部・逐条五三頁。

(4) 宮沢・憲法二七頁。

(5) この間の事情については、田中英夫・制定過程七七頁以下参照。

2 前文の構造

(1) 概要 前文は形式的には四段に分かれる。第一段は、日本国憲法が民定憲法である旨を宣言するともに（四章三節参照）、憲法が民主主義を指導原理とするものであることを明らかにする。すなわち、まず、国民主権の原理を謳い、それと関連させつつ、「自由のもたらす恵沢」の確保と「戦争の惨禍」からの解放という、人権・平和の原則を宣明し、そこに日本国憲法制定の目的があることを示した後、後段で国民主権に基づく代表制民主主義を「人類普遍の原理」だと説く。

第二段は、九条に具体化された戦争および戦力の放棄という恒久平和への念願を、「平和を愛する諸国民の公正と信義」に日本の安全保障を委ねるという形で表明し、全世界の国民の「平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）を確認する。

第三段は、それを受けて、普遍的な政治道徳に従うことこそ国家主権を維持するために必要な各国の責務であると説き、国際協調主義と国家主権の相対性^{*}という、二〇世紀の西欧型民主主義の憲法にほぼ共通してみられる思想を明らかにし、第四段において、以上の「崇高な理想と目的」の達成を誓約している。

* 国家主権の絶対性と相対性 第二次大戦後の西欧諸憲法の顕著な一つの動向は国際主義である。国家主権すなわち

国家権力の主権性（国家権力が国内的には最高、国際的には独立であること。最高・独立性とも言う）を制限する条項をもつ国も少なくない。たとえば、一九四六年の第四共和制フランス憲法は、「相互主義の留保の下に、フランスは、平和の組織と防衛に必要な主権の制限に同意する」と定め（前文）、四八年イタリア憲法は、「他国と互にひとしい条件の下に、諸国家の間の平和と正義とを確保する秩序にとつて必要な主権の制限に同意し、この目的を有する国家組織を推進し、助成する」と定めている（二一条）。これを近代国家成立以降一九世紀を通じて説かれた国家主権の絶対性の変質と考えるかどうかは、主権論の一つの大きな問題点であるが、私は国家権力の相対性という考え方、つまり主権は本来広義の法による拘束を内在するものとして理解された、という立場をとり（戸部・制定権力第一論文八頁、補論三一六頁参照）、現代の超国家的な国際機関による国家意思の拘束という現象も、それ自体国家権力の主権性に矛盾しないのではないかと考えてきた（簡単には、戸部・演習九頁以下参照）。この点は、次の章で国民主権を説明する際に、主権概念の一つの問題として触れることにする。

(2) 民主主義の捉え方

(イ) このような構成の前文に表明された基本思想を考える場合、第一に注意を要するのは、自由（人権）と国民主権とが密接に結び合いながら全体として広義の「民主主義」を構成する、という考え方に立っていることである。

「諸国民との協和」「自由のもたらす恵沢」を確保し、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意」して、国民主権を宣言し、憲法を制定する、という文章は、明らかに憲法制定の目的が人権

と平和の確保にあり、そのためには、国民主権の原理に則り、国民による憲法の制定でなければならない、という思想に立脚していると解されるからである（なお後出二節四参照）。

(ロ) 第二に注目されるのは、前文が、人権と平和に仕える国民主権およびそれに基づく代表制民主主義を、ジョン・ロックの『市民政府論』（二六九〇）に言う「国民の信託による」国政という思想によつて説明していることである。

「国政は、国民の厳粛な信託による」とは、①国政の「権威は国民に由来」する、すなわち国民が国政の信託者（Trustor）であること、②「その権力は国民の代表者がこれを行使」する、すなわち政府は受託者（Trustee）であること、③「その福利は国民がこれを享受する」、すなわち国民が受益者（Beneficiary）であることを意味する⁽⁶⁾。これは「人民の、人民による、人民のための政治」（Government of the people, by the people, for the people）の思想⁽⁷⁾に相通するものがある。

(ハ) 第三に注意を惹くのは、こういう民主主義を前文が「人類普遍の原理」だとしていることである。これは日本国憲法が、民主主義を一つの自然法的原理とみなしている証左にほかならない。前文が、この原理に「反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」と言うのは、その趣旨を具体的に明らかにしたものであり、将来の憲法改正の発動に厳しい限界が存するという考え方を示している⁽⁸⁾。

(6) 酒井吉栄・日本憲法概論一〇五頁（一九六三）。詳しくは同「憲法前文における『信託』の思想について」法学教室（第一期）五号三二頁（一九六二）参照。

(7) このリンカーンの思想の簡単な説明として、宮沢（戸部補訂）、全訂三七―三八頁以下参照。